

平成 27 年 4 月 1 日より

寝屋川市屋外広告物条例が施行されます！

～大阪府屋外広告物条例から変更となる主な内容等～

1 事前協議制度の導入

許可申請（新規・変更）の前に事前協議が必要となります。

2 許可区域の簡素化・明確化

許可区域の区分が用途地域による区分に変更となります。

府条例	市条例
一般基準区域	重点制限区域
路線型表示制限区域	一般制限区域
重点制限区域	制限緩和区域
一般制限区域	重点制限区域 第一種・第二種中高層住居専用地域
制限緩和区域	一般制限区域 重点制限区域、制限緩和区域を除く区域
面型表示制限区域	制限緩和区域 商業地域、近隣商業地域
重点制限区域	※指定区域及び禁止区域を除く。
一般制限区域	
制限緩和区域	

○市条例による許可基準（**部分が基準の変更、追加**）

1. 制限緩和区域（近隣商業地域、商業地域 ※禁止区域及び指定区域を除く。）

広告物の形式・大きさ等		自家用広告物	自家用以外の広告物
屋上広告物	縦	建物の高さの 2/3 以内	同左
	横	建物の幅の範囲内	
壁面広告物	縦	建物の高さの範囲内	同左
	横	建物の幅の範囲内	
突出広告物	上端の高さ	取付壁面の高さ以下	同左
	突出幅	取付壁面から 1.5m 以内	
	道路への突出し	1m 以内	
独立広告物	上端の高さ	地上から 15m 以内	同左

2. 一般制限区域（禁止区域, 指定区域, 重点制限区域, 制限緩和区域を除く区域）

広告物の形式・大きさ等		自家用広告物	自家用以外の広告物
屋上広告物	縦	建物の高さの 1/3 以内	同左
	横	建物の幅の範囲内	
壁面広告物	縦	建物の高さの 2/3 以内	同左
	横	建物の幅の範囲内	
突出広告物	上端の高さ	取付壁面の高さ以下	同左
	突出幅	取付壁面から 1m 以内	
	道路への突出し	1m 以内	
独立広告物	上端の高さ	地上から 15m 以内	地上から 5m 以内
	表示面積の合計	40 m ² 以内	20 m ² 以内
工作物等（塀及び柵）に設置するもの	縦	高さの 1/2 以内	同左

3. 重点制限区域（第一種・第二種中高層住居専用地域 ※禁止区域を除く。）

広告物の形式・大きさ等		自家用広告物	自家用以外の広告物
屋上広告物	縦	建物の高さの 1/3 以内	同左
	横	建物の幅の範囲内	
	表示面積の合計	壁面の面積の 1/5 以内	
壁面広告物	縦	建物の高さの 1/3 以内	同左
	横	建物の幅の範囲内	
	表示面積の合計	壁面の面積の 1/5 以内	
突出広告物	上端の高さ	取付壁面の高さ以下	同左
	突出幅	取付壁面から 1m 以内	
	道路への突出し	不可	
	掲出個数	原則、1 壁面につき 1 個	
独立広告物	上端の高さ	地上から 10m 以内	地上から 5m 以内
	表示面積の合計	20 m ² 以内	10 m ² 以内
工作物等（塀及び柵）に設置するもの	縦	高さの 1/2 以内	同左
	表示面積の合計	見附面積の 1/10 以内	

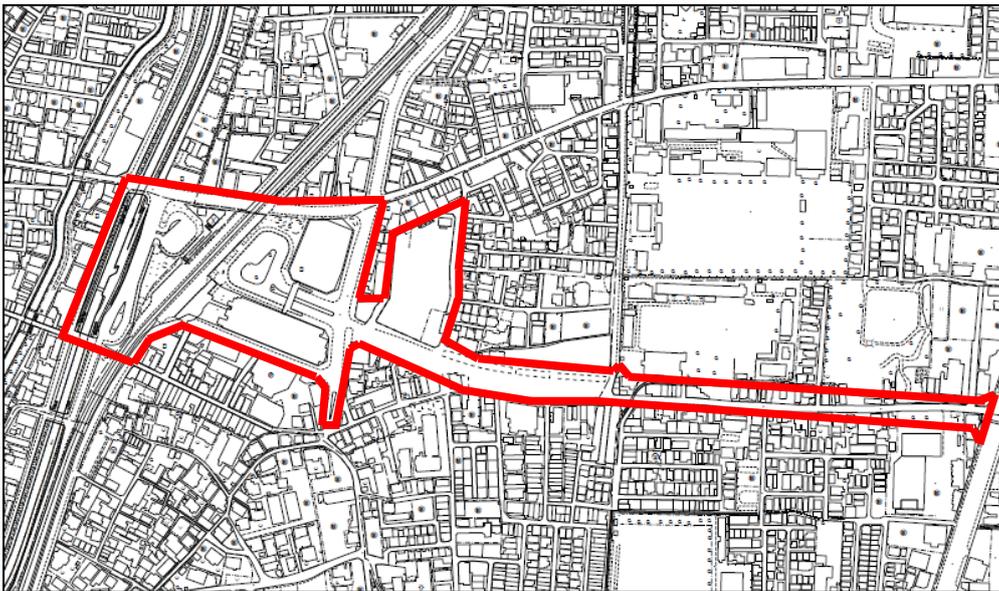
3 その他(全般)

①禁止区域の一部拡大、②重点制限区域（第一種・第二種中高層住居専用地域）での照明設備の禁止、③開口部前面への表示制限などの基準を新たに設けます。

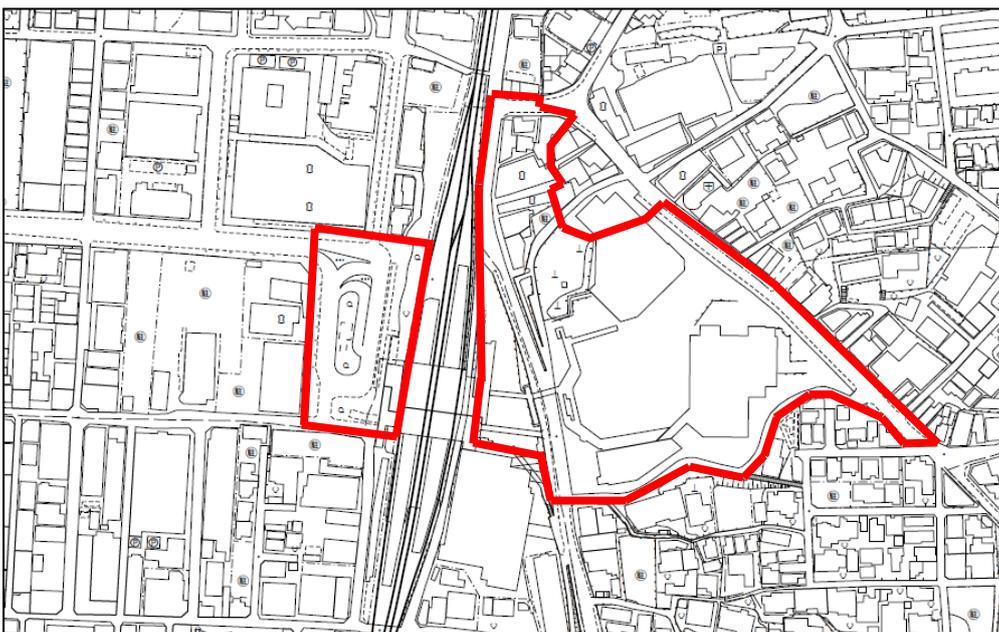
4 市内4駅周辺は「指定区域」となります。

指定区域内及び指定区域に面する土地又は建築物に表示又は掲出する屋外広告物は用途地域による区分の許可基準とは異なりますので、窓口及びホームページにてご確認ください。

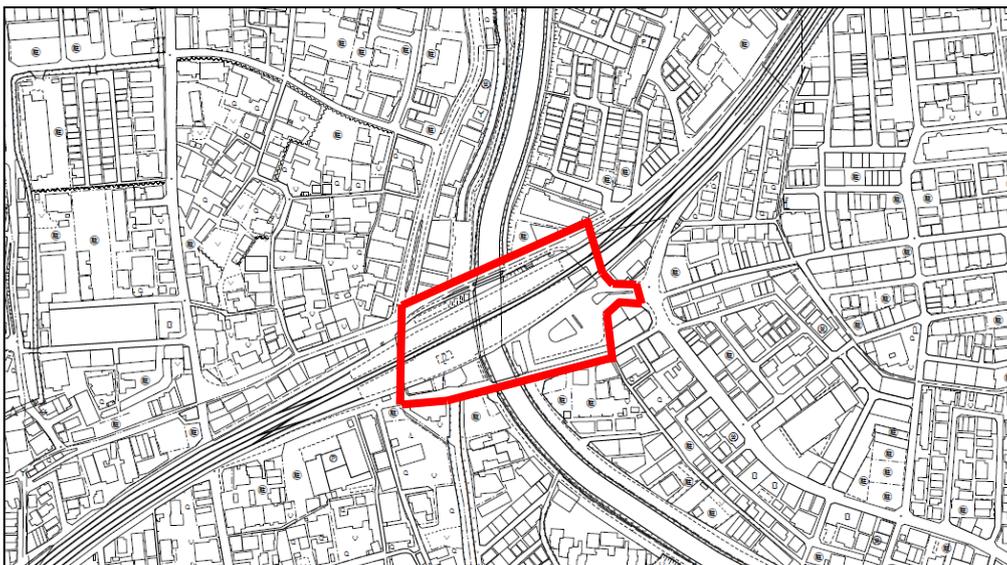
①寝屋川市駅周辺指定区域



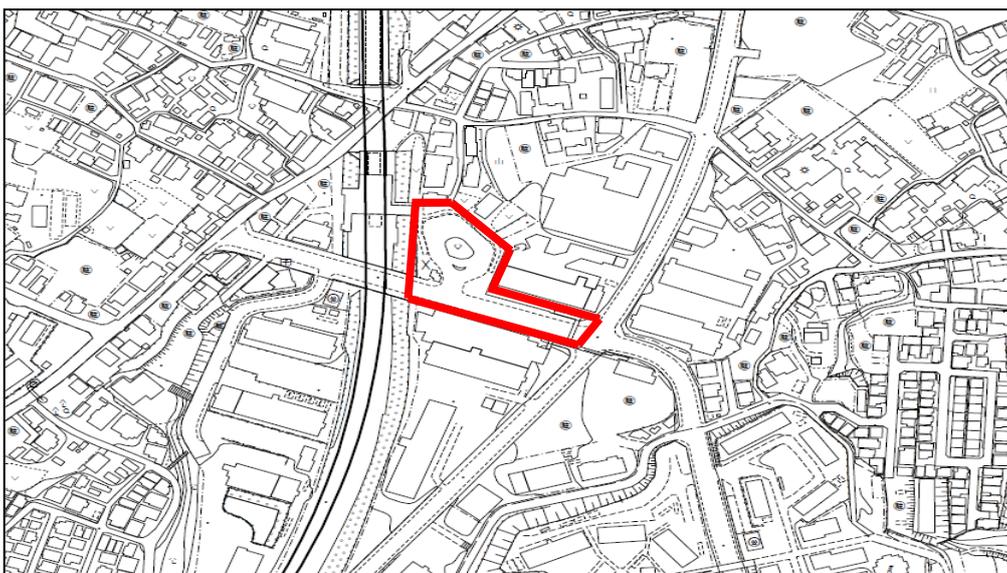
②香里園駅西側周辺指定区域、③香里園駅東側周辺指定区域



③ 萱島駅周辺指定区域



④ 東寝屋川駅周辺指定区域



5 経過措置

大阪府屋外広告物条例の規定により許可を受けた広告物等で、寝屋川市屋外広告物条例に規定する基準に適合しないこととなるものについては、施行日から原則5年間の経過措置期間を設ける。

問合せ先：寝屋川市まち政策部まちづくり指導課

TEL：072-824-1181(内線 2740)